

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	神奈川県	
総合特別区域の名称	さがみロボット産業特区	国際・地域の別	地域
		対象地域	神奈川県相模原市(緑区、中央区及び南区)、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の区域
		計画期間	平成25年度～平成29年度(5年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充既存	新規・拡充内容	規制改革実現必要性の有無	備考	総事業費 (単位:千円)	H25		H26		H27		H28		H29		
											うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)		
1	生活支援ロボットの検証実験等の実施(介護・医療ロボット)	研究開発や検証実験を実施する際のコストを低減することにより、ロボットの検証実験を促進し、介護・医療ロボットの活用を推進する。	[ロボットの製作・検証実験等]・企業等の事業者	経済産業省	課題解決型医療機器等開発事業	拡充	(内容)特区内の機関が参加して地域協議会が認める介護・医療ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠創設(理由)国では、ロボットが応用できる課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特区でロボット関連の研究開発が確実に実施されるには、優先枠の設定が必要となるため。	有		960,000	960,000	80,000	80,000	160,000	160,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
2	生活支援ロボットの検証実験等の実施(ロボット開発全般)	様々なロボットの要素技術に係る研究開発や検証実験を実施することにより、ロボットの検証実験を促進し、生活支援ロボットの活用を推進する。	[ロボットの製作・検証実験等]・企業等の事業者	中小企業庁	戦略的基盤技術高度化支援事業	拡充	(内容)特区内の機関が参加して地域協議会が認めるロボット関連の要素技術に係る研究開発事業に対する優先枠創設(理由)国では、ロボットが応用できる課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特区でロボット関連の研究開発が確実に実施されるには、優先枠の設定が必要となるため。	有		675,000	675,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
3	生活支援ロボットの検証実験等の実施(防災ロボット)	研究開発や検証実験を実施する際のコストを低減することにより、ロボットの検証実験を促進し、防災ロボットの活用を推進する。	[ロボットの製作・検証実験等]・企業等の事業者	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	拡充	(内容)特区内の機関が参加して地域協議会が認める防災ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠創設(理由)国では、ロボットが応用できる課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特区でロボット関連の研究開発が確実に実施されるには、優先枠の設定が必要となるため。	有		105,000	105,000	10,000	10,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
4	生活支援ロボットの検証実験等の実施(高齢者への生活支援ロボット)	研究開発や検証実験を実施する際のコストを低減することにより、ロボットの検証実験を促進し、高齢者への生活支援ロボットの活用を推進する。	[ロボットの製作・検証実験等]・企業等の事業者	厚生労働省	障害者自立支援機器等開発促進事業	拡充	(内容)特区内の機関が参加して地域協議会が認める高齢者への生活支援ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠創設(理由)国では、ロボットが応用できる課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特区でロボット関連の研究開発が確実に実施されるには、優先枠の設定が必要となるため。	有		240,000	120,000	20,000	10,000	40,000	20,000	60,000	30,000	60,000	30,000	60,000	30,000

5	生活支援ロボットの実証実験等の実施(高齢者への生活支援ロボット)	研究開発や実証実験を実施する際のコストを低減することにより、ロボットの实証実験を促進し、高齢者への生活支援ロボットの実用化を推進する。	〔ロボット製作・実証実験等〕 企業等の事業者	NEDO	福祉用具実用化開発推進事業	拡充	(内容) 特区内の機関が参加して地域協議会が認める高齢者への生活支援ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠創設 (理由) 国では、ロボットが応用できる課題について、研究開発促進のために様々な委託や補助事業を実施しているが、総合特区でロボット関連の研究開発が確実に実施されるには、優先枠の設定が必要となるため。	有		108,000	72,000	9,000	6,000	18,000	12,000	27,000	18,000	27,000	18,000	27,000	18,000
6	実証環境整備のための関連企業の誘致	工業系の土地区画整理事業を支援することにより企業立地を促進し、研究開発・実証実験の担い手を増やすことで実証環境の充実を図り、生活支援ロボットの実用化を推進する。	〔区画整理〕 土地区画整理組合等	国土交通省	都市再生区画整理事業(社会資本整備総合交付金交付要綱)	拡充	(内容) 地区要件の拡大(人口集中地区に係る区域以外への適用)、交付対象事業費の範囲拡充 (理由) 工業系の土地区画整理事業については、現行、既存市街地に対する土地区画整理事業のような支援措置が講じられておらず、土地区画整理事業の促進が制度的に図られていないため。	有		2,800,000	1,400,000	0	0	600,000	300,000	400,000	200,000	800,000	400,000	1,000,000	500,000

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体が分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充既存」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
6. 「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。
7. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。「既存」の場合は、空欄で可)
8. 事業数が0を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
9. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
10. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。